

<<砂糖を含む商品を輸入申告される方>> お問い合わせの前にご確認ください。

ステップ1 機構売買の対象となる砂糖類の税番(HSコード)をご確認ください。

粗糖	1701.12-100 1701.14-110	特殊糖	高糖度粗糖	1701.12-200 1701.14-200 1701.99-200	混合糖	1702.30-210 1702.40-210 1702.60-210 1702.90-521	混合異性化糖	1702.30-210 1702.30-229 1702.40-210 1702.40-220 1702.60-210 1702.60-220 1702.90-521 1702.90-529	 指定糖・異性化糖等の 売買が必要です。 03-3583-8396 (輸入調整第一課) までご連絡ください。
精製糖	1701.99-200		香味着色糖	1701.91-000	輸入異性化糖	1702.30-229			
氷砂糖・ 角砂糖	1701.91-000		粉糖・顆粒糖	1701.99-200		1702.40-220			
	1701.99-100		砂糖水	1702.90-211		1702.60-220			
			香味着色糖水	2106.90-221		1702.90-521			
			その他	1702.90-110		1702.90-529			

ココア調製品	1806.10-110 1806.20-112	調整した豆	2005.40-191 2005.51-191	粉乳調製品	1901.90-219 2106.90-284	 加糖調製品の 売買が必要です。 ➡ ステップ2へ				
	1806.20-121	コーヒー調製品	2101.11-110	その他調整品	2008.99-269				2106.90-252	2106.90-510
	1806.32-212		2101.12-111	2106.10-219	2106.90-281				2106.90-590	
	1806.90-212		2101.12-246	2101.20-246	2106.90-282					

※その他、指定乳製品等に該当する場合は、03-3583-8616(乳製品課)までご連絡ください。								 指定乳製品等の 対象税番はこちら 【参考】調整金単価表を確認

ステップ2 ステップ1で加糖調製品の売買税番(HSコード)に該当した場合

